

第 99 号議案

中野区区民ホール及び芸能小劇場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定する必要がある。

## 中野区区民ホール及び芸能小劇場条例の一部を改正する条例

中野区区民ホール及び芸能小劇場条例（平成4年中野区条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中野区野方区民ホールの項中「10,300円」を「9,800円」に、「12,900円」を「12,300円」に、「19,400円」を「18,500円」に、「26,000円」を「24,800円」に、「27,900円」を「27,800円」に、「37,100円」を「37,200円」に、「31,100円」を「29,700円」に改め、同表なかの芸能小劇場の項中「5,200円」を「5,000円」に、「6,100円」を「5,800円」に、「

7
---

,100円」

9,400円
--------

」を「

7,500円
--------

8,700円
--------

」に、「

9,400円
--------

12,900円
---------

」を「

9,000円
--------

12,300円
---------

」に、「13,300円」を「13,500円」に、「18,100円」を「18,500円」に、「

12,900円
---------

14,900円
---------

」を「

1
---

2,300円
--------

14,200円
---------

」に、「21,600円」を「21,300円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 施行日前に中野区区民ホール及び芸能小劇場条例別表に掲げる施設（中野区野方区民ホールの入場料を徴収する場合の使用（平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第

178号)に規定する休日(以下単に「休日」という。)以外の日をいう。以下同じ。)の午後(午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。)の使用を除く。)及びなかの芸能小劇場の入場料を徴収する場合の使用(土曜日、日曜日及び休日の午前(午前9時から正午までをいう。以下同じ。)及び土曜日、日曜日及び休日の夜間(午後6時から午後10時までをいう。以下同じ。)の使用を除く。)を除く。)について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の同表(中野区野方区民ホールの項の入場料を徴収する場合に係る規定(平日の午後に係る規定を除く。)及びなかの芸能小劇場の項の入場料を徴収する場合に係る規定(土曜日、日曜日及び休日の午前及び土曜日、日曜日及び休日の夜間に係る規定を除く。))を除く。)の規定を適用した額とする。

- 3 この条例の施行の際現に使用の承認(前項に規定する場合の使用の承認を除く。)を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。